

物品等取引業者登録関係事務処理要綱

第1 趣旨

工事及び製造の請負、物品の買入れ、その他の取引を円滑に行うための業者登録（以下「登録」という。）に関する事務処理については、この要綱に定めるところによる。

第2 登録の申請等

- 1 登録の申請は、砂川市物品等取引申請書（以下「申請書」という。）により行い、次の書類を添付させるものとする。
 - (1) 営業に関し、技術者および法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合においては、それを証する書面
 - (2) 市内業者 申告及び納税等確認書（市税務課発行）
 - (3) 市外業者 納税証明書（営業所所在地の市町村民税）
 - (4) 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない旨の誓約書
- 2 申請書を受け付けた場合は、受理票を交付するものとする。
- 3 申請書は、令和3年3月1日から令和5年3月31日までの間、随時、受け付けることができる。

第3 登録者名簿等

- 1 申請書の記載事項及び添付書類に不備がない場合は、物品等取引登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に記載するものとする。
- 2 工事及び製造の請負、物品の買入れ、その他の契約を締結する場合の相手は、登録者名簿に記載されていることを原則とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 定期の刊行物を買入れる場合
 - (2) 特殊な物品の購入及び業務等を発注する場合
 - (3) その他特に市長が認めた場合
- 3 登録者名簿の有効期間は、登録の日から令和5年3月31日までとする。

第4 登録内容の変更

- 1 登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、速やかに届け出させるものとする。
 - (1) 登録者の名称又は商号に変更があったとき。
 - (2) 登録者の代表者に変更があったとき。
 - (3) 登録者の住所又は電話番号に変更があったとき。
 - (4) 登録者の組織に変更があったとき。
 - (5) 登録者において、許可、免許、登録等に関する事項に変更があったとき。
 - (6) 登録者において、法令による免許等を有する技術者に変更があったとき。
 - (7) 登録者が、申請業種にかかる営業を取りやめたとき。
- 2 前項に規定する変更の届け出を受け付けたときは、速やかに登録者名簿を整理するものとする。